

船員保険就学等援護費の改正について

1. 概要

- 就学援護費は、職務上の事由による遺族年金及び障害年金の受給者及びその家族の教育費の負担軽減を図ることを目的として、労災保険の社会復帰促進等事業として実施されているが、平成21年12月前の職務上災害に係る遺族年金又は障害年金の受給者については、経過措置的に船員保険から支給している。
- 労災保険の就学援護費の支給について、令和8年4月1日に改正が行われたことから、船員保険の就学等援護費についても同様の改正を行う。

2. 改正内容

(1) 船員保険就学援護費の支給額の引上げ

- ① 高等学校の在学者等 〈通信制以外〉 月額 20,000 円→月額 21,000 円
〈通 信 制〉 月額 17,000 円→月額 18,000 円

(2) 船員保険就学援護費の支給対象の追加

- ① 学校教育法第125条の2の改正により、専修学校において一定の要件を満たす専門課程を置く専修学校の専攻科を追加する。
- ② 専修学校専攻科の支給額は、大学生と同等に「月額 39,000 円」、通信制においては「月額 30,000 円」とする。
- ③ 専修学校専攻科の通常の修業年限については「1年以上3年以下」とする。

3. 適用日

令和8年4月1日から適用する。